

企業のES（環境・社会）関連情報の目標数値・KPIと第三者保証

金融調査部 吉井 一洋／藤野 大輝

要約

本稿では、わが国で開示（ディスクロージャー）優良企業として表彰された企業53社と海外で開示状況が優良と評価された企業等16社を対象に、CSR報告書や統合報告書で、環境や社会関連でどのような定量的な目標数値、あるいはKPIを開示しているかについての調査を行った。

調査の結果、わが国の企業では、環境関連でCO₂等大気排出量、廃棄物排出量、水の使用量、リサイクル率、エネルギー消費量、社会関連では女性管理職比率、労災件数、女性新卒採用比率、健康関連、有給取得（率）、サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント、平均労働時間を挙げる企業が多かった。第三者保証を付けている項目の実態も調べたが、社会関連で、上述した項目と違いが見られた。わが国では、第三者保証はCSR報告書に付される傾向があった。

海外企業の調査では、環境関連はCO₂等大気排出量、廃棄物排出量、再生エネルギー使用率、水の使用量、エネルギー消費量、社会関連では、女性管理職比率、労災件数、サプライヤーのサステナビリティ・アセスメントを挙げる企業が多かった。第三者保証に関しては、社会関連で目標数値開示項目との違いが見られた。第三者保証は統合報告書等に付ける企業の方が多く、また、開示の責任者が明確にされている、統合報告書等の財務諸表に監査報告書が付されている点で、わが国と違いがあった。

目次

- 1章 調査の概要
- 2章 国内企業の調査結果
- 3章 海外企業の調査結果
- 4章 おわりに

1章 調査の概要

1. 調査の目的

前回（2018年夏季号）の調査季報の「胎動する非財務情報開示」においては、企業の非財務情報の開示に関する国内外の制度・基準・ガイドライン等の整備の状況と企業の開示の実態（実例）について取りまとめた。

本稿でも引き続き、企業の非財務情報開示について分析を行う。本稿では、企業のES（環境・社会）関連の情報で定量的に把握できる情報について、どのような目標やKPIを設定・開示しているかを、国内外の企業のCSR報告書・統合報告書（またはアニュアルレポート）に基づき、把握・分析する。

加えて、非財務情報の開示項目に対して、企業がどのような形式でどのような項目に第三者保証を付けているかについても、集計し分析してみたいと思う。

2. 対象企業の選定方法と企業名

対象企業のうち国内企業に関しては、前回の調査季報の「胎動する非財務情報開示」と同様、わが国で情報開示について各種の表彰を受けた53社を対象としている。具体的には、次の表彰を受けた企業を選定している。

- 日経アニュアルレポートアワード2017年受賞企業（以下「日経アニュアル表彰企業」）
：日本経済新聞社が主催しているアニュアルレポート（および統合報告書）の機関投資家等による審査の表彰受賞企業である。
- WICIジャパン「統合報告優良企業賞」2017年の受賞企業（以下「WICI表彰企業」）
：WICI（世界知的資本・知的資産推進構想）

の日本組織であるWICIジャパンが毎年行っている「統合報告」の表彰の受賞企業である。

- 2017年度のIR優良企業賞受賞企業（以下「IR受賞企業」）
：日本IR協議会の会員で株式を公開している企業から、審査委員会が選定する。審査委員会はアナリスト、投資家、報道機関などから構成される。
- 証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定平成29年度受賞企業（以下「アナ協表彰企業」）
：日本証券アナリスト協会のディスクロージャー研究会が選定した企業。なお、機械業界については、2017年度は表彰企業がなかったため、2016年度の表彰企業を取り上げている。

具体的な企業名は図表1の通りである。

一方、海外の企業に関してはIIRC（国際統合報告評議会）が統合報告書について何らかの表彰を受けた企業としてウェブサイトに掲載している企業を中心に取り上げた。ただ、同ウェブサイトに掲載されている企業の過半は、南アフリカの企業である。他方で、米国の企業は含まれていなかった。南アフリカ企業が多いのは、ヨハネスブルク証券取引所の規則等により、上場企業に統合報告書の作成が義務付けられているためである。したがって、南アフリカの企業とわが国の企業を除外した11社と、著者が選定した南アフリカの企業3社、米国の企業2社を加えて、集計を行った。開示企業のリストは図表2の通りである。

図表1 調査対象企業リスト（国内企業）

オムロン	ポーラ・オルビスホールディングス	ダイキン工業
伊藤忠商事	丸井グループ	大東建託
三菱UFJフィナンシャル・グループ	アステラス製薬	東京エレクトロン
大和ハウス工業	コニカミノルタ	東京応化工業
塩野義製薬	味の素	東京海上ホールディングス
MS & ADホールディングス	NTT	東京ガス
小松製作所	NTTドコモ	トラスコ中山
三井化学	エン・ジャパン	ナブテスコ
アサヒグループホールディングス	オリンパス	日清食品ホールディングス
ANAホールディングス	カゴメ	日本精工
住友金属鉱山	カプコン	日本電産
野村総合研究所	コスモエネルギーホールディングス	日本ハム
三井物産	シスメックス	野村ホールディングス
リクルートホールディングス	JXTGホールディングス	不二製油グループ本社
住友化学	SUBARU	古河電気工業
キリンホールディングス	セリア	三菱ケミカルホールディングス
ソニー	双日	LIXILグループ
中外製薬	第一工業製薬	

(注) 2017年に開示について表彰された企業を調査対象としている。なお、複数表彰を受けた企業は太字としている。

上記は、受賞数、受賞順位、50音順を組み合わせている

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 調査対象企業リスト（海外）

企業名	国
British Land	英国
Marks & Spencer	英国
IDLC Finance	バングラデシュ
ASPIAG SERVICE S.R.L. DESPAR NORDEST	イタリア
KiwiRail	ニュージーランド
ArcelorMittal	ルクセンブルク
United Utilities Group PLC	英国
STOCKLAND	オーストラリア
SCHIPHOL	オランダ
BANKMECU (現Bank Australia)	オーストラリア
POTASHCORP (現Nutrien)	カナダ
Ford	米国
NIKE	米国
Anglo American Platinum	南アフリカ
Gold Fields Ltd	南アフリカ
MTN Group	南アフリカ

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2章 国内企業の調査結果

1. 調査結果

2017年の表彰企業53社を対象とした調査結果は、図表3の通りである。項目については、共通の内容がグルーピングできるよう、筆者の判断で区分している。

なお、2018年に直近年度のCSR報告書や統合報告書が公表されている場合は、そちらについてもデータを集計（図表3の「一部2018年に更新」）し、2017年のデータと比較している（図表3の「2017年→2018年」）。

開示企業がCSR報告書等を作成するにあたり準拠している基準・ガイダンスとしては、主に以下が挙げられる。

◆GRI (Global Reporting Initiative) 基準

図表3 国内企業のCSR報告書・統合報告書でのES（環境・社会）関連の定量的目標開示項目
（単位：社）

	項目	計（社）	うち、KPIとい う記載があるもの	統合報告書に 記載があるもの	一部2018年 に更新	2017年→ 2018年
環境	CO ₂ 等大気排出量	39	3	26	41	2
	各段階でのCO ₂ 排出量	6	2	1	7	1
	再生エネルギー使用率	6	0	4	10	4
	電力使用量	5	2	2	5	0
	エネルギー消費量	13	1	8	13	0
	紙の使用量	5	1	1	4	-1
	水の使用量	18	0	8	18	0
	生物多様性	3	1	1	3	0
	廃棄物排出量	22	1	10	23	1
	リサイクル（率）	12	1	3	14	2
	重大環境事故	4	0	1	4	0
	その他	3	0	0	1	-2
社会	女性管理職比率	34	4	21	37	3
	女性新卒採用比率	11	2	7	15	4
	女性総合職比率	1	0	0	2	1
	海外重要ポジションに占める現地化比率	2	0	2	2	0
	障がい者雇用率	7	1	3	9	2
	平均労働時間	4	1	1	10	6
	有給取得（率）	6	0	2	11	5
	男性の育児休暇取得（率）	3	0	1	3	0
	労災件数	16	3	10	16	0
	健康関連	8	2	1	11	3
	従業員教育	2	2	2	4	2
	人権関連	5	3	3	6	1
	重大な法令違反	2	1	2	2	0
	製品の安全性情報提供	2	1	1	2	0
	サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント	9	2	5	10	1
	製品の重大事故	6	1	2	6	0
	重大なセキュリティ事故	2	1	1	3	1
	重篤災害発生件数	3	1	1	5	2
その他	5	1	4	5	0	

（注）2017年の表彰企業（53社）の2017年版のCSR報告書（ない場合は統合報告書）に記載があるものを計上している
（出所）各社CSRレポート、統合報告書から大和総研作成

◆ ISO26000 (社会的責任に関する手引)

◆ 国連グローバル・コンパクトの10原則

◆ 環境省の「環境報告ガイドライン(2012年版)」

上記の他、CDP¹の開示情報、WICIのフレームワーク、SBT (Science-based Targets- 科学的根拠に基づく目標) イニシアチブ²、RBA (Responsible Business Alliance: 責任ある企業同盟)³の産業界のイニシアチブ、経団連「企業行動憲章」、経済産業省の「価値協創ガイダンス」、SASB (米国サステナビリティ会計基準審議会)の基準などを挙げる企業もある。

DJSI (Dow Jones Sustainability index: ダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックス)などのインデックスの企業評価基準項目を挙げる企業もある。

また、「環境会計ガイドライン(2005年版)」に基づき環境会計を導入している企業もある。

2. E (環境) 関連の上位項目

環境関連の定量的な目標で、回答数が多かった上位の項目の5つを挙げると、下記の通りである。

- ① CO₂等大気排出量
- ② 廃棄物排出量
- ③ 水の使用量
- ④ リサイクル(率)
- ⑤ エネルギー消費量

上記の他、再生エネルギー使用率は、2017年から18年にかけて回答数が6社から10社に急

増している点で注目される。

①に関しては、基準年からのCO₂あるいはGHG(温室効果ガス)の排出量を一定比率削減するという目標設定が多い。日本政府がパリ協定の採択に伴い設定した中期目標は、2030年に2013年度比で26%削減であるが、基準年を13年度と設定する企業が主流というわけでもなく、05年度、09年度、15年度などに設定する企業も多数あった。また、目標年も2030年だけでなく、2020年などに設定する企業が多数あったため、国の目標との比較が難しい状況であった。住友化学は、排出原単位(生産物1単位当たりの排出量)の削減で目標を示している。また、オムロンのように、環境貢献量、すなわち、自社製品の省エネルギーや創エネルギー効果で得られるCO₂排出削減量が、生産拠点のCO₂排出量を上回ることを目標と設定している企業もある。ちなみに、オムロンは2050年に排出量を0とする長期目標も設定している。ダイキン工業も排出量ゼロを目指し2025年度までに05年度比75%削減と高い目標を設定する一方で、温室効果ガス排出抑制貢献量での目標も設定している。NTTやNTTドコモも、社会のCO₂排出量の削減貢献量で目標を設定している。東京ガスは、顧客先での排出量削減で目標を設定している。

②の廃棄物排出量についても、目標値を基準年からの削減で示す企業(基準年は多様)、売上高当たりの廃棄物排出量の削減で示す企業、廃棄物

1) 気候変動や環境分野に取り組む国際NGOで、前身は2000年設立のカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト。

2) 企業に対し「科学的根拠」に基づく「二酸化炭素排出量削減目標」を立てることを求めているイニシアチブ。気候変動対策に関する情報開示を推進する機関投資家の連合体であるCDP、国際環境NGOの世界資源研究所(WRI)と世界自然保護基金(WWF)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)によって2014年9月に設立され、この4団体が現在も連携して事務局を務めている。

3) 社会的・環境・倫理的課題に対し、業界全体で規範を作成することを目的としたNGO。2004年の設立当初は電機業界が対象であったが、2016年に参加対象企業が拡大し、名称も変更した。「責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)」「責任ある原材料イニシアチブ(RRMI)」「責任ある労働イニシアチブ(RLI)」「責任ある工場イニシアチブ(RFI)」などの活動も行っている。

資源化率で示す企業、埋立処分量の比率を一定水準（例えば1%）以下に抑えることを目標値として示す企業などがあった。

このような例が示す通り、同じ項目でも算出方法が異なる、あるいは同じ算出方法でも基準年などが異なることにより、企業間の比較は容易でないことがうかがえる。

なお、環境関連の項目に関しては、KPIと明記している企業は最も多い項目でも3社と少なかった。

3. S（社会）関連の上位項目

社会関連の定量的な目標で、一部を2018年のデータに更新したベースで見ると、回答数が多かった上位の項目として下記の7つが挙げられる。なお、顧客満足度は事業に直結するものとして今回は取り上げていない。

- ①女性管理職比率
- ②労災件数
- ③女性新卒採用比率
- ④健康関連
- ⑤有給取得（率）
- ⑥サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント
- ⑦平均労働時間

なお、④と⑤、⑥と⑦はそれぞれ同じ回答数である。①③は女性の活躍推進、②④⑤⑦は労働環境の改善や働き方改革という国策を反映してのものと思われる。④⑤⑦は2017年から2018年にかけて急増している。①については味の素の20%（2020年）、リクルートホールディングスの2018年4月までに30%以上（実績28%）、三菱UFJフィナンシャル・グループの女性役付き者比率24%（2020年度末）などが目立つくらいで、全体的に水準は高くない。2040年ごろま

で50%という超長期の目標をカゴメは設定しているが、時間軸が長すぎるように感じる向きもある。また、何年の、あるいは現状の何倍という、読者から見てレベルがよく分からない目標設定をしている企業も見られた。国策なので設定しているが、それほど野心的な数字は設定していない企業が多いように思われる。働き方改革の影響については、上述した通り、健康関連や有給取得（率）の他、平均労働時間の目標値設定が2017年から18年に顕著に増加する形で表れている。しかし、男性の育児休暇取得（率）など、より大きな働き方改革につながる目標を設定している企業は3社とまだまだ少ない。

⑥のサプライヤーのサステナビリティ・アセスメントとは、災害などの環境面の問題で原材料や製商品等の供給が止まる、あるいは、強制労働の禁止などの法令を原材料・製商品等のサプライヤーが遵守していないなどのリスクを評価し、管理することをいう。わが国では、東日本大震災や昨今の集中豪雨などによるサプライチェーンの寸断が記憶に新しいところである。米国の紛争鉱物開示規則の導入、英国の現代奴隷法に基づく開示規制の導入などの影響もあるものと考えられる。オムロン、三井化学、ソニー、コニカミノルタ、不二製油グループ本社、SUBARU、シスメックス、NTT、LIXILグループ、東京エレクトロンが目標を設定している。特に、パーム油を輸入する不二製油グループ本社は、詳細な開示を行っている。

社会関連項目がKPIとして用いられる割合は、絶対水準としては低いが、環境関連と比較すれば4社の項目が1つ、3社の項目が2つあり、若干高い。人権関連項目は、目標値設定企業の半数がKPIとしても設定している点は注目され

る。L I X I Lグループは、人権方針教育実施カバー率 100% という K P I を設定するとともに、K P I ではないが、50 名以上従業員がいる 86 拠点に、性的マイノリティへのサポートや偏見の排除等に注力する Ally 登録者を 2 人以上置くことを目標として設定し、77% の達成率を実現している。

4. 第三者保証の状況

1) 連結財務諸表の監査報告書の添付

調査対象企業の中で、日本語のアンニュアル・レポートや統合報告書の中の連結財務諸表とその注記に監査報告書を付けている企業は、ダイキン工業と東京エレクトロン以外にはなかった。ただし、東京エレクトロンの監査報告書は英文の連結財務諸表の監査報告書を翻訳したものである。

監査報告書が付されている場合、統合報告書の連結財務諸表およびその注記以外の「その他の記載項目」に対しても、監査基準委員会報告書 720 号「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関する監査人の責任」により、会計監査人は通読をしなければならない。通読の結果、重要な相違を識別した場合は、監査した連結財務諸表（および注記）またはその他の記載内容の修正が必要か検討しなければならないこととされている。監査報告書が要約財務諸表に対する監査報告書であった場合でも、監査基準委員会報告書 810 号で、同様の取り扱いが定められている。

もっとも、ダイキン工業も東京エレクトロンも、アンニュアル・レポートは、一般的な統合報告書とは異なり、C S R 項目などの非財務情報データに関するハイライトなどは盛り込まれていない。

2) 非財務データの保証業務

(1) 保証業務の基準

非財務情報の信頼性を担保するニーズに応じ、非財務情報に対する保証業務が行われるようになってきている。保証業務とは、「主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務」（企業会計審議会「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」（2004 年 11 月 29 日））をいう。非財務情報に関しては、主題に責任を負う者は作成者、主題は非財務情報ということになる。保証の目的は、非財務情報に信頼性を付与することである。適用される規準には作成者が定める規準もあれば公的な規準もある。

保証業務には合理的保証業務と限定的保証業務がある。保証業務は監査やレビューとは別の業務だが、前者は、監査に類似しており、報告書には例えば「全ての重要な点において適正に表示されていると認める」といった記載がなされる。これに対して、後者の限定的保証業務はレビューに類似しており、規準に「準拠して報告されていないと認められる事項は、全ての重要な点において発見されなかった」といった記載がなされる。

非財務情報の保証業務に関しては、わが国では日本公認会計士協会から「保証業務実務指針 3000『監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』」が公表されている。これは、I A A S B（国際監査・保証基準審議会）が策定した国際保証業務基準（I A S B）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」を

基礎として策定されている。

保証業務実務指針 3000 のQ&Aでは、温室効果ガス報告、主要な業績評価指標、サステナビリティ報告書などが対象として例示されている。過去情報のみならず、将来情報も対象となり得る旨も示されている。

わが国では該当する基準や指針はないが、IAASBでは、ISAE3410「温室効果ガス情報に係る保証業務」という基準も策定されている。

他方で、IAASBや日本公認会計士協会が定める基準・指針とは別に、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会が策定したサステナビリティ情報審査実務指針もある。同協会は、「サステナビリティ報告書等における審査・検証の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するとともに、効率的、有効な審査・検証の実施を促進し、持続可能な経済社会の構築に寄与すること」を目的として2007年8月に設立された。同協会認定の審査機関が審査を行い、信頼性に関する一定の基準を満たしていると判断したサステナビリティ報告書等の作成企業の経営者に対して、同協会が定めたマークの使用を認めている。認定審査機関は6機関で、うち4機関は監査法人系である。

これら以外の審査機関が自身で定めた基準に基づいて審査を行い、第三者検証報告書、第三者保証声明書などの表題の文書を出すケースもある。

(2) 保証業務の実施者

今回の調査対象企業53社のうち、第三者保証をCSR報告書に付けていた会社は22社、統合報告書に付けていた会社は9社（うち7社はCSR報告書を作成していない）、合計で29社であった。このうち、監査法人系の評価機関の第三者保証を付けた会社は17社であった。（監査法人系

以外の）サステナビリティ情報審査協会の登録機関が第三者保証を付けた例は2社あった。10社はこれら以外の機関の第三者保証・検証を付けていた。監査法人系の評価機関が第三者保証を実施する場合は、保証業務実務指針3000などによって保証業務を行ったものと推察されるが、同指針では、主題情報および保証報告書が含まれる開示書類における「その他の記載内容」について、保証業務の実施者は通読しなければならない。通読の結果、重要な相違を識別した場合や、「その他の記載内容」のうち、保証対象の情報または保証報告書に含まれる事項と関連しない情報について、「事実の重要な虚偽記載に気付いた場合」は、適切な当事者と協議し、追加的な対応を行わなければならないこととされている。

(3) 保証の対象項目

調査対象企業が第三者保証を付けた項目をまとめると図表4の通りである。目標数値として挙げられた数よりも第三者保証の対象となった数が多い項目があるが、第三者保証は、目標数値がなくても実績値があれば対象となり得るので、このようなことは当然起こり得る。

環境関連項目の結果を見ると、第三者保証において各段階でのCO₂排出量の数が多い以外は、目標数値の設定数と傾向はそれほど大きく変わらない。

これに対して社会関連の項目では、女性管理職比率、労災件数が目標数値でも第三者保証でも上位に挙がっていることや障がい者雇用比率が2018年においては近い数である他は、あまり共通点は見られない。挙がっている項目にも違いがある。目標数値の方では、サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント、重大な法令違反、製

図表4 国内企業のE S（環境・社会）関連の定量的開示項目で第三者保証を付けたもの（単位：社）

		計（社）	一部2018年に更新	2017年→2018年	
第三者保証あり		29	29	0	
環境	CO ₂ 等排出量	27	27	0	
	各段階でのCO ₂ 排出量	16	16	0	
	再生可能エネルギー	4	4	0	
	電力使用量	10	10	0	
	エネルギー消費量	14	15	1	
	紙の使用量	5	4	-1	
	水の使用量	17	18	1	
	生物多様性	1	1	0	
	水域への排出	6	6	0	
	大気排出量	8	8	0	
	廃棄物等排出量	15	16	1	
	リサイクル（率）	6	7	1	
	その他	6	5	-1	
	保証対象	社会	女性管理職比率・数	11	11
女性新卒比率・数			2	1	-1
女性総合職比率・数			2	2	0
海外重要ポジションに占める現地化比率			3	3	0
障がい者雇用率			9	8	-1
平均労働時間（残業時間）			2	1	-1
有給取得（率）			4	4	0
育児休暇取得（率）			5	5	0
介護休暇取得（率）			4	4	0
従業員満足度			1	1	0
労働安全衛生（労災件数）		10	11	1	
健康関連		1	2	1	
教育、研修		5	5	0	
労働組合		2	2	0	
従業員数		9	8	-1	
地域別従業員数		6	6	0	
性別従業員数		9	8	-1	
年齢別従業員数		1	0	-1	
平均勤続年数		1	0	-1	
離職率		2	2	0	
地域関連	1	1	0		
人権関連	2	2	0		
その他	4	3	-1		

（注）2017年の表彰企業の2017年版のC S R報告書（ない場合は統合報告書）に記載があるものを計上している
（出所）各社C S Rレポート、統合報告書から大和総研作成

品の安全性情報提供、事故や災害関連の項目が挙げられているが、第三者保証では挙がっていない。逆に第三者保証では、目標数値では挙がっていない従業員数等が対象として挙げられている。現状の非財務情報の第三者保証の限界が示されているといえよう。

5. ビジネスモデル、中期計画などとの関係

今回の調査対象企業53社は開示に関して表彰された企業であり、CSR関連の情報開示もわが国の企業の中では、先進的に取り組んでいるものと推察される。

多くの企業が、統合報告書におけるビジネスモデルの中で、サステナビリティ、ES項目、CSRへの取り組みを挙げている。これらの項目をマテリアリティに基づいて分類してそのマップを図示し、重要とされた項目については、より細かい課題・目標・施策・KPIなどを示し、SDGs（持続可能な開発目標）とも関連付け、参照ページなども示して説明する企業も多数あった。アステラス製薬、味の素、不二製油グループ本社はかなり詳細なマテリアリティ・マップを開示している。不二製油グループ本社は、さらに、重点テーマを2020年目標やSDGsと関連付けて開示している。コニカミノルタは、CSR報告書で、環境項目のマテリアリティ・マップを作成している。MS&ADホールディングス、味の素、三井化学、ダイキン工業など、中長期経営計画の中でES項目の目標値などを挙げる企業もある一方、ANAホールディングス、住友化学、コニカミノルタ、シスメックスのようにES・CSR関連の中長期の目標を別途説明している企業もある。ANAホールディングスのように人権報告書を別途作

成する例、塩野義製薬のように別途EHS（環境並びに安全衛生）報告書を作成する例、アサヒグループホールディングスのように、自社の工場およびサプライチェーンにおける現代奴隷リスクの分析を実施した旨を開示する例なども見られた。

環境や社会関連の目標数値と実績値の記載について、記載箇所が離れている、目標値は統合報告書に記載されているが実績値はCSR報告書に記載されているなど、比較しづらい例も多数あった。

そのような中で、三菱ケミカルホールディングスは、自社が設定した目標指標の数値と自己評価を、詳細なマテリアリティの特定過程や詳細なマップ、SDGsとの関係の説明を加え4ページでまとめて開示している。CSR報告書においては、ダイキン工業も同様の開示を行っている（マテリアリティ・マップは統合報告書でも開示）。大和ハウス工業は目標の達成に関する詳細な自己評価をCSR報告書で説明、日本精工は2016年度の目標と結果、17年度の目標の詳細な開示などを行っている。

マテリアリティの特定に関してはプロセスの説明が中心で、なぜその項目を重要と判断したかについて説明している例、環境や社会関連の目標数値について、なぜその数値を設定したかの背景説明まで行っている例は、あまり見られなかった。

オムロンのように、事業を通じて社会的課題を解決するという方針に基づき、サステナビリティ課題と事業を関連付けて説明しようとしている企業、味の素のように、社会課題を解決し社会と共有する価値を創造するASV（Ajinomoto Group Shared Value）という考え方にに基づき説明しようとしている例、キリンホールディングスや伊藤忠商事のように社会全体が抱える問題を自社の事業で解決を図るCSV（共有価値の創造）

の観点から、事業との関係を説明しようとしている例、三井化学、住友化学、三菱ケミカルホールディングスのように、化学製品によって生活の質を改善し、社会の持続的発展に貢献するというレスポンシブル・ケアの観点で、目標の設定と実績の評価を行っている旨を説明している例などもあった。

三井化学の環境貢献価値「Blue Value®」とQOL向上貢献価値「Rose Value™」、三菱ケミカルホールディングスのMOS (Management of Sustainability) 指標など、独自の指標で可視化を図る例、MS & ADホールディングスのようにグループ修正利益目標達成のための要因分析ツリーの中にCSR関連の目標数値を、参考指標ではあるが、盛り込み、位置付けを示す例などもある。

三菱UFJフィナンシャル・グループや住友化学などTCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) に関する指示を示す企業はあったが、これに基づく定量的な開示までは、まだ行われていなかった。

3章 海外企業の調査結果

1. 調査結果

調査結果は、図表5の通りである。

開示企業がCSR報告書等を作成するにあたり準拠している基準・ガイダンスとしては、主に以下が挙げられる。

◆GRI (Global Reporting Initiative) 基準

◆ISO26000 (社会的責任に関する手引)

◆IIRC (国際統合報告評議会) の「国際統合報告フレームワーク」

◆国連グローバル・コンパクトの10原則

上記の他、UNGPRF (国連ガイダンス原則報告枠組み)⁴、ICMM⁵、ICAB (バングラデシュ公認会計士協会)、AA1000 (英国のNGO)、南アフリカ会社法、ヨハネスブルク証券取引所の上場基準、SASBの基準などが参照されている。

2. E (環境) 関連の上位項目

環境関連の定量的な目標で、回答数が多かった上位の項目の5つを挙げると、下記の通りである。

①CO₂等大気排出量

②廃棄物排出量

③再生エネルギー使用率

④水の使用量

⑤エネルギー消費量

②と③は同じ社数である。再生エネルギー使用率が高い以外は、わが国とほぼ同様の傾向の回答結果である。対象企業に占める開示企業数の比率もほぼ同様である。開示内容が会社ごとに異なり、比較し難い点もわが国と同様である。

わが国とは逆に、KPIとする項目は、社会関連と比較して環境関連の方が相対的に多かった。

3. S (社会) 関連の上位項目

社会関連の定量的な目標で、回答数が多かった上位の項目は、下記の通りである。

①女性管理職比率

②労災件数

③サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント

4) The UN Guiding Principles Reporting Framework: 国連の指導原則 (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights) に沿った、人権項目を報告する企業を対象としたガイダンスを指す。

5) International Council on Mining & Metals の略称。鉱業・金属産業を安全で公平かつ持続可能なものにするために設立された国際機関。

図表5 海外企業のCSR報告書・統合報告書でのES（環境・社会）関連の定量的目標開示項目
（単位：社）

	項目	計（社）	うち、KPIとい う記載があるもの	CSR報告書に記載があ るもののうち、統合報告 書にも記載があるもの
環境	CO ₂ 等大気排出量	11	3	2
	各段階でのCO ₂ 排出量	1	0	0
	再生エネルギー使用率	6	2	2
	電力使用量	2	1	0
	エネルギー消費量	4	1	0
	紙の使用量	0	0	0
	水の使用量	5	1	0
	生物多様性	0	0	0
	廃棄物排出量	6	2	1
	リサイクル（率）	3	0	0
	重大環境事故	2	1	0
	その他	0	0	0
	社会	女性管理職比率	6	0
女性新卒採用比率		0	0	0
女性総合職比率		1	0	0
海外重要ポジションに占める現地化比率		1	0	0
障がい者雇用率		1	0	0
平均労働時間		0	0	0
有給取得（率）		0	0	0
男性の育児休暇取得（率）		0	0	0
労災件数		2	1	0
健康関連		1	0	0
従業員教育		0	0	0
人権関連		0	0	0
重大な法令違反		0	0	0
製品の安全性情報提供		0	0	0
サプライヤーのサステナビリティ・アセスメント		2	1	0
製品の重大事故		1	0	0
重大なセキュリティ事故		0	0	0
重篤災害発生件数		0	0	0
その他		6	1	1

（注）海外の各種表彰企業11社＋筆者選定5社の16社を対象として、最新のCSR報告書、統合報告書に記載があるものを計上している
（出所）各社CSRレポート、統合報告書から大和総研作成

②と③は同じ社数である。①の女性管理職比率は、STOCKLAND（オーストラリア）が2020年、Marks & Spencer（英国）が2022年に50%、POTASHCORP（現Nutrien）（カナダ）が2025年に25%以上、United Utilities Group PLC（英国）が2020年に取締役会の33%、SCHIPHOL（オランダ）が2018年に経営委員会と監督委員会のメンバーの少なくとも30%など、わが国よりもはるかに高い水準の目標を設定している。

南アフリカの企業では、死亡率0%、HIVに関する指標、アフリカ系企業からの調達率、歴史的に不利なアフリカ人マネージャー率など、特徴的な目標設定が見られる。

社会関連でKPIとされる項目はほとんどなかった。

4. 責任者の記載

（任意開示である）わが国と大きく異なるのは、アニュアル・レポート（統合報告書）やCSRレポートにおいて、開示の責任者を明記している企業が多い点である。16社中11社が責任者を記載している。記載には次のパターンが見られる。

- ◆ Chairman と CEO
- ◆ Chairman と Deputy Chair
- ◆ CEO と Managing Director
- ◆ CFO
- ◆ President、CEO、Executive Vice President、CFO
- ◆ 取締役会
- ◆ Disclosure Committee

5. 監査報告書と第三者保証

1) 監査報告書

調査対象企業の中で、アニュアル・レポートや

統合報告書の中の（連結）財務諸表とその注記に監査報告書を付けている企業は、16社中13社あった。

わが国の監査基準委員会報告書720号のベースであるISA（国際監査基準）720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」では、企業の財務諸表とその監査報告書とセットで開示されている「その他の記載内容」について、会計監査人に対して、単なる通読だけでなく、財務諸表のみならず「監査の過程で得られた知識」と「その他の記載内容」の間に重要な差異があるか否かを「考慮」する、さらに、重要な相違があるか否かにかかわらず、常に監査報告書に独立した区分を設けて記述するよう求めている。加えて、「その他の記載事項」に未修正の重要な虚偽記載があれば、その旨（ない場合は報告事項はない旨）を記載することとしている。調査対象企業16社中13社は、アニュアル・レポートや統合報告書において、会計監査人に対し、財務諸表および注記以外の記載事項について、上述したチェックを求めているものと思われる。

2) 非財務データの保証業務

(1) 保証業務の基準

保証基準はIAASBの国際保証業務基準（ISA 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に係る保証業務」という基準や、他のサステナビリティ情報審査に関わる基準等によっているものと思われる。

(2) 保証業務の実施者

調査対象企業16社のうち5社がCSR報告書、7社（うち5社はCSR報告書を作成していない）

が統合報告書等、添付なし1社、合計11社が、第三者保証を付けている。このうち、監査法人系の評価機関の第三者保証を付けた会社は6社である。監査法人系の評価機関が第三者保証を実施する場合は、ISAE3000などによって保証業務を行ったものと推察されるが、同基準では、主題情報および保証報告書が含まれる開示書類における「その他の記載内容」について、保証業務の実施者は通読し、重要な相違を識別した場合や、「その他の記載内容」のうち、保証対象の情報または保証報告書に含まれる事実と関連しない情報について、「事実の重要な虚偽表示に気付いた場合」は、適切な当事者と協議し、追加的な対応を行わなければならないこととされている。

(3) 保証の対象項目

調査対象企業が第三者保証を受けた項目をまとめると図表6の通りである。環境関連項目の結果を見ると、第三者保証において各段階でのCO₂等排出量の数や電力使用量が多い以外は、目標数値の設定数と傾向はそれほど大きく変わらない。

これに対して社会関連の項目では、女性管理職比率を第三者保証の対象に挙げている企業は少なく、労災件数以外では健康関

図表6 海外企業のES（環境・社会）関連の定量的開示項目で第三者保証を付けたもの

		計(社)
第三者保証あり		11
環境	CO ₂ 等排出量	9
	各段階でのCO ₂ 排出量	5
	再生可能エネルギー	3
	電力使用量	5
	エネルギー消費量	5
	紙の使用量	0
	水の使用量	3
	生物多様性	0
	水域への排出	1
	大気排出量	0
	廃棄物等排出量	5
	リサイクル(率)	2
	その他	2
保証対象	女性管理職比率・数	1
	女性新卒比率・数	1
	女性総合職比率・数	1
	海外重要ポジションに占める現地化比率	0
	障がい者雇用率	0
	平均労働時間(残業時間)	0
	有給取得(率)	1
	育児休暇取得(率)	0
	介護休暇取得(率)	0
	従業員満足度	0
	労働安全衛生(労災件数)	5
	健康関連	3
	教育、研修	1
	労働組合	0
	従業員数	0
	地域別従業員数	2
	性別従業員数	1
	年齢別従業員数	0
	平均勤続年数	1
	離職率	3
地域関連	1	
人権関連	1	
その他	3	

(注) 海外の各種表彰企業11社+筆者選定5社の16社を対象として、最新のCSR報告書、統合報告書に記載があるものを計上している
(出所) 各社CSRレポート、統合報告書から大和総研作成

連や離職率を挙げている会社が比較的多いなどの点で、目標数値の設定と大きく異なる。目標数値の方では、サプライヤーのサステナビリティ・アセスメントが挙げられているが、第三者保証では挙がっておらず、逆に第三者保証では、従業員数関連が対象として挙げられている。これらの点はわが国と同様である。海外においても、現状における非財務情報の第三者保証の限界が示されているといえよう。

6. 海外の開示例

わが国企業の開示内容は海外企業の開示内容と比較して、それほど遜色のないレベルにあると思われるが、海外企業の開示で、下記の点など、優れている例もある。

◆6つの資本（財務資本、製造資本、人的資本、知的資本、社会資本、自然資本）間のトレードオフが、詳しく説明されている（Anglo

American Platinum、ASPIAG SERVICE S.R.L. DESPAR NORDEST）。

わが国の場合、特定の資本へのマイナスの影響などには、あまり言及しない傾向がある。

◆6つの資本に関するインプット、活動、達成手法、トレードオフの内容が2ページの表で簡潔に説明されている（MTN Group）。

◆企業の目的と資本の連関をまとめた表を作成している例がある（ASPIAG SERVICE S.R.L. DESPAR NORDEST）。

◆中期計画のパフォーマンスについて、進捗が遅れている項目も含め、明確に図示している。サプライヤーのサステナビリティ・アセスメントについて詳細な説明がなされている（Marks & Spencer）。

◆供給者として社会的責任と取り組みを足元、近い将来、さらにその先と分けて説明し、二酸化炭素排出量の低いプロダクトの生産を目指す旨



を述べている（ArcelorMittal）。

◆ビジネスモデルにおける環境（気候変動等）の影響について、文章で丁寧に説明している（United Utilities Group PLC）。

◆従業員の教育水準について、レベル別に比率を開示している（Gold Fields Ltd）。

わが国の場合でも、例えば、特定の項目の社内教育などについて、レベル別に開示することは考えられるかもしれない。

統合報告書、またはアニュアル・レポートに付く場合、監査や保証の実施者は、対象項目以外でも通読等によるチェックを行う。わが国でも、財務と非財務の情報が統合的に説明された報告書に書面が添付され、報告書全体の確認作業が実施されるよう改善を期待したいところである。

4章 おわりに

今回の調査によれば、わが国の定量的な目標開示や、実績数値も含めた第三者保証の実態は、海外企業とそれほど違いはない。定量的な開示に関しては、企業間で開示の手法が異なり単純比較が難しい項目もある。制度で義務付けられた開示ではなく自主的な開示であることのメリットとして、報告書の開示内容には各社の創意工夫が見られる。マテリアリティの特定プロセスやマップなど開示が充実している企業も多いが、その項目を重要項目とした理由、資本間のトレードオフなどに関する説明は、工夫の余地があるように思われる。第三者保証に関しては、わが国も海外も、現状では対象項目に限界があるように思われる。わが国の場合は統合報告書ではなくCSR報告書に第三者保証を付ける傾向がある。

その他、わが国の場合、統合報告書やアニュアル・レポートは自主的な開示ということもあってか、作成の責任者が明示されていない、財務諸表の監査報告書が付されていない、第三者保証も付けない傾向があるという点で、海外と違いが見られる。

海外企業の開示では監査報告書や第三者保証が

[著者]

吉井 一洋（よしい かずひろ）



金融調査部
制度調査担当部長
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

藤野 大輝（ふじの だいき）



金融調査部
研究員
担当は、会計制度、情報法制、
金融商品取引法、税制